

聖地における祖先供養

—『トリスタリーセトウ』368-405の和訳と註解—

宮 本 久 義

I. はじめに

ヒンドゥー教の聖地関連文献のなかで最も重要な文献の一つと考えられているのが *Tristhalīsetu* である。*Tristhalīsetu* は、「三聖地に架ける橋」というほどの意味で、「総論」(Sāmānya-praghaṭṭaka) および北インドの3つの重要な聖地であるカーシー (Kāśī、現在のヴァーラーナシー)、プラーヤーガ (Prayāga、現在のアッラーハーバード)、ガヤー (Gayā) を論じる3章を合わせ、全4章から構成されている。作者の Nārāyaṇa Bhaṭṭa は16世紀にヴァーラーナシーで活躍した学者で、プールヴァ・ミーマーンサー学派の学統に連なり、同学派の教典に対する註釈書や、ミーマーンサーの豊富な知識を援用した聖地関連の書物を残している。前回の『東洋学論叢』(37号) では、総論のなかの第11章「聖地巡礼の規則」の和訳と註解を試みたが、今回は第19章「聖地における祖先供養」(tūrtha-śrāddha) を取り上げる。総論の全28章のうち祖先供養に関する章は7章であるが、長さでは全体の三分の一を占める。聖地において為すべきことのなかで、祖先供養がいかに重要であるかが、それによってもうかがえる。‘śrāddha’ は祖先への供養儀礼以外にも用いられる言葉であるが、それらの儀礼のなかでも祖先供養が重視されており、一般的に「祖霊祭」と訳されることが多い。しかし本論文では、「祖霊祭」という言葉よりわかりやすいと思われる「祖先供養」という言葉を用いることとした。テキストは、1985年に Richard Salomon が8本の写本をもとに新たに校訂し、英訳を付して出版した *The Bridge to the Three Holy Cities: The Sāmānya-praghaṭṭaka of Nārāyaṇa Bhaṭṭa's Tristhalīsetu*. を使用した。

(2)

第19章でどのような問題が扱われているのかが理解しやすいように、[Salomon 1985 : xxxiii-xxxiv] をもとに、簡単な梗概を記しておく。

- 1) 368-376 : 祖先供養に適した聖地が列挙され、またそこでは特別な効果が得られることが述べられる。
- 2) 377-380.1 : 他人が所有する場所では祖先供養の功德が破壊されるが、聖地や自然の清浄な場所は所有者がいない特別な場所とされる。
- 3) 380.2-388.1 : 祖先供養は沐浴と献水儀礼が行われたあとすぐになされるべきで、時間やその他の要因(障害)を考慮する必要がないことが述べられる。
- 4) 388.2-389.10 : 祖先供養をすぐに行えないときは、翌日におこなってもよいことが述べられる。
- 5) 389.11-13 : その例外が述べられる。
- 6) 389.14-393.4 : 一般的な祖先供養の時間の禁則は、聖地における祖先供養の場合には適用されないことが確認される。
- 7) 393.5-400 : ピンダ(団子)献供に関する禁則も、聖地における祖先供養の場合には適用されないことが述べられる。
- 8) 400.1-4 : しかし、上記のことは、聖地に意図しないで到着した者の場合に限られることが述べられる。
- 9) 400.5-401.2 : 祖先供養の時間に関する特例が述べられる。
- 10) 401.3-405 : 聖地における祖先供養では、招かれるブラーフマナを選定してはならないことが述べられる。

前回は記したが、Salomon の英訳はたいへん役に立ったが、引用符の付け方が曖昧な箇所が多数あり、そのため自説と異説との区別が判別しにくいという問題点があった。そのような場合は、英訳にない【自説】、【異説】という言葉に適宜示して、理解しやすいよう試みた。なお、本文中の引用聖典の出典箇所は Salomon による。また、脚註で参照した『マヌ法典』の翻訳は、渡瀬信之氏のものを利用させていただいた。

II. 「聖地における祖先供養 (tīrtha-śrāddha)」 試訳ⁱ

『パドマ・プラーナ』(Padmapurāṇa) の「世界創造の章」(Sṛṣṭikhaṇḍa)

において、

《368》 聖地・祭場・牛舎において、また島々・林園・家々において、清浄な場所・油で聖別された場所において、知者は祖先供養 (śrāddha) を捧げるべきである。

(Padmapurāṇa. Sṛṣṭikhaṇḍa 9. 138c-139b)

『パドマ・プラーナ』と『マツヤ・プラーナ』(Matsyapurāṇa) において、「プシュカラカ (Puṣkaraka) という名の聖地」(Matsyapurāṇa. 22.65a) などをはじめとする様々な聖地を列挙したあとに、[次のように]述べる。

《369》 これらの聖地において [行われる] 祖先供養は、千万倍の [高い] 効果があるので、[人は] 聖地において祖先供養を熱心に行うべきである。

(Matsyapurāṇa. 22.81a; Padmapurāṇa. Sṛṣṭikhaṇḍa 11. 84a-b, 85a-b)

『クールマ・プラーナ』(Kūmapurāṇa) において、

《370》 しかし、[特定の] 場所にとっては、効果 (puṇya、善行) は特に計り知れないであろう。ガヤー (Gayā) での祖先供養は永遠である。[同様に] プラヤーガ (Prayāga)、アマラカントカ (Amarakaṇṭaka) において、また、ヴァラーハパルヴァタ (Varāhaparvata) と、特にガンガー (Gaṅgā) において、特に、シヴァ (Hara) 神自身が居るヴァーラーナシー (Vārāṇasī) において、そして、ガンガードヴァーラ (Gaṅgādvāra)、プラヴァーサ (Prabhāsa)、ビルヴァカ (Bilvaka)、ニーラパルヴァタ (Nīlaparvata)、クルクシェートラ (Kurukṣetra)、クブジャーム

ⁱ この章は、2012年度の東洋大学大学院の前期（春学期）の講義で使用したものである。受講生は、藤山覚一郎、澤田容子、三澤祐嗣、井原知子、堤博枝、尾上海、および虫賀幹華（東京大学大学院・宗教学）の院生諸君で、本試訳には彼らの有益なアドヴァイスやコメントが反映されている。この場をお借りして謝意を表したい。

(4)

ラ (Kubjāmra)、ブリグトゥンガ (Bhṛgutuṅga)、ヒマーチャラ (Himācala) において、そして、ケーダーラ (Kedāra)、パルグティールタ (Phalgutīrtha)、さらにナイミシャーラニヤ (Naimiṣāraṇya) において、特にサラスヴァティー (Sarasvatī) において、特にプシュカラ (Puṣkara) において、ナルマダー (Narmadā)、クシャーヴァルタ (Kuśāvarta)、シュリーシャイラ (Śrīsaila)、バドラカルナカ (Badrakarṇaka) において、特にヴェートラヴァティー (Vetravatī) において、特にゴダーヴァリー (Godāvarī) において、これらの場所や、またその他の聖地において、また水辺、川岸において、祖先たちは常に満足する。

(Kūrmapurāṇa. 2. 20. 28c-29b, 32-36)

『ヴィシュヌ〔・スメリティ』』において、

《371》プシュカラにおける祖先供養と、念誦、献供、苦行は不滅である。プシュカラにおいては、沐浴しただけの者でも、あらゆる罪障から解放される。

(Viṣṇusmṛti. 85. 1-3)

と説かれ、

同様に、他の聖地、素晴らしい川、合流点、源泉、水辺、草むら、せせらぎ、森、林においても〔あらゆる罪から解放される〕。

(Viṣṇusmṛti. 85. 57-85)

などと〔言われている〕。

(1) <源泉> (prabhava) とは、川が発生する場所である。<素晴らしい川、合流点においても>というように、自然が説かれているがゆえに。

デーヴァラ (Devara) 〔曰く〕、

《372》祖先供養の〔行われる〕聖なる場所は、ガヤー、ガンガー、サ

ラスヴァティー、また、クルクシェートラ、プラヤーガ、ナイミシヤ、プシュカラである。さらに、川岸や聖地、山、川辺、人気のない場所において、祖先たちはそこで〔供養・供物を〕与えられることによって満足を得るⁱⁱ。

シャンカ (Śaṅkha) [曰く]、

《373》ヴァーラーナスイー、クルクシェートラ、ブリグトゥンガ、ヒマラーヤ、ナルマダーとバーフダー (Bāhudā) の岸辺において、一切は永遠となる。同様に、ガンガードヴァーラ、プラヤーガ、ナイミシヤ、プシュカラ、サンニヒティー (Saṃnihitī)、ガヤーにおいて、一切は不滅となる。

(Śaṅkhasmṛti. 194)

- (1) ここで、一般的に、まさに聖地における祖先供養を規定する言葉の力によって、あらゆるところで（どこにおいても）祖先供養は行われるべきであるが、しかし、〔上記のような特定の聖地が〕特別に称賛されるのは、〔例えば〕「力を得んと欲する者 (indriyakāma) はヨーグルトを用いて〔儀礼を行うべし〕」などと〔言われる〕ように、補助的なものと果報との結合の規定 (guṇaphalasambandhavidhāna) があるためである。
- (2) しかし、〔これは〕別の祖先供養の特定の規則 (viśiṣṭāśrāddhāntaravidhi) ではない。〔もしそうであるなら、〕意味の超過（深読み）に陥ってしまうから。〔すなわち〕「ソーマを用いて儀礼を行うべし」という〔句〕などのように、唯一の可能な解釈ではないからである。

『ヴァーユ・プラーナ』では、聖地を列挙したあとに〔以下のように述

ⁱⁱ 『マヌ法典』 3. 207では、次のように説かれている。

avakāṣeṣu cokṣeṣu nadītreṣu caiva hi,
vivikṭeṣu ca tuṣyanti dattena pitarāḥ sadā.

「なぜならば、祖霊たちは、常に、清浄な場所、川岸、人気のない場所で与えられたものに満足するからである。」〔渡瀬 1991 : 111〕

(6)

べる}。

《374》同様に、他の聖地において祖先供養を執行する人々は、沐浴し、その後、儀軌に従って〔供養・供物を〕捧げれば、浄化される。

《375》〈与えてから〉(dattvā)とは、献水儀礼(tarpaṇa)の規則として述べられた方法で、ゴマ入りの水(tilodaka)を与えてから…、

と〔いう意味であると〕『スムリティラトナーヴァリー』(Smṛtiratnāvalī)に〔説かれている〕。

『ヴィシュヌダルモッタラ〔・プラーナ〕』(Viṣṇudharmottara〔purāṇa〕)においては、

《376》地面の清めなどがなされた、南に傾斜した場所(dakṣiṇāpravāṇe deśe)ⁱⁱⁱや聖地などや、または家において、熱心に祖先供養が行われるべし。

しかしそれに関して『ヤマ〔・スムリティ〕』(Yama [smṛti])は、〔次のように説く〕。

《377》他人が所有する場所において、祖先に〔供物ないし儀礼を〕捧げる者は、その土地の所有者の祖先によって、祖先供養〔の功德〕が破壊される。

同様に、『ブラフマ・プラーナ』(Brahmapurāṇa)において、

《378》他人の家で、自身の祖先を満足させる愚かな者の〔捧げた供物ないし祖先供養を〕、その土地の所有者である祖先は、力によって奪う。それゆえ、最初の部分を彼らに与えるべし。そして生者たちには使用料を払うべし。

- (1) <彼らに> (tebhyaḥ) [すなわち]、その土地の所有者の祖先に、自身の物の (svīyadravyasya) 残されたもの (utsrṣṭa) が与えられるべし [ということである]。
- (2) <生者たちにとって> (jīvatām) [すなわち]、所有者たちに、使用料 (mūlya) が与えられるべしということである。
- (3) そこ (それらの文章) において、他人が所有する場所や他人の家などは禁止されている。しかし、聖地などは〔禁止されて (避けられて) いない。それらは誰にも所有されていないからである。〔これに関して〕『クールマ・プラーナ』において次のように言われている。

iii 祖先供養執行に適する場所として、「南に傾斜した場所」は、『マヌ法典』や『ヤージュニヤヴァルキヤ法典』に記述されている。

dakṣiṇāpravaṇaṃ caiva prayatnenopapādayet. (Manusmṛti 3. 206cd)

「そして注意深く南面を傾斜させるべし。」[渡瀬 1991 : 111]

pariśrite śucau deśe dakṣiṇāpravaṇe tathā. (Yājñvalkyasmṛti 1. 224cd)

「遮蔽された、清浄で、南に傾斜している場所に。」[井狩 2002 : 54]

さらに、受講生の虫賀幹華さんから、『アーシュヴァラーヤナ・グリヒヤーストラ』 2.5.2、『ゴーピラ・グリヒヤーストラ』 4.2.23、『カーディラ・グリヒヤーストラ』 3.5.10にも記述があることを教えていただいた。虫賀さんは、これらはすべて「アンヴァシュタキヤ anvaṣṭakya」という儀礼規則を述べる部分で確認されたとして、それに関する覚書「シュラーツダ執行に適するとされている場所に関する考察①」(2012.4.27) を作成してくれた。その一部を以下に転載しておく。

「[アンヴァシュタキヤ] とは、グリフヤーストラにおいてシュラーツダとは異なる祖先祭祀の形態として設定されていたものである。これは黒分の第8日目（毎月ではなく、マールガシルシャ mārgaśīrṣa 月、パウシャ pauṣa 月、マーガ māgha 月、パールグナ phālguna 月の各月。ただ、パールグナ月を入れず3回としたり、1回のみエーカーシュタカーを伝える文献もある。）に行うべきとされたアシュタカー-aṣṭakāの翌日の儀礼として定められており、プラーフマナやシュラウターストラの祖先祭祀「ピンダピトリヤジュニヤ piṇḍapitṛyajña」の方法で行うようにと指示される。永ノ尾信悟によれば、グリフヤーストラ文献内で主要な祖先祭祀の方法が、より古い伝統であるピンダピトリヤジュニヤを引き継いだアンヴァシュタキヤからシュラーツダに移っていく傾向が読み取れ、それが、シュラーツダのみが残る後代の流れに続く兆候を示す（永ノ尾信悟「グリフヤーストラ文献にみられる儀礼変容」『東洋文化研究所紀要』118号、1992）。ここで推測できるのは、「南に傾斜した場所」という指定は非常に古くから見られるのではないかということである。」

(8)

《379》森や川岸はすべて聖なる〔場所〕であり、すべて所有者がいない場所であると言われる。なぜなら、それらにおいては、所有されることがないからである。

そしてまた、

《380》森、山、川、聖地、また祭場、自然の窪地、洞穴は、所有者がいないと知られる。

- (1) <洞穴> (gartā) とは、ブラフマヨーニ (Brahmayoni) などの手の加えられていない特別な場所のことである。
- (2) そしてこの祖先供養は、沐浴と献水儀礼の直後に、遅滞なく行われるべし。

『デーヴィー・プラーナ』(Devīpurāṇa) では以下のように述べられている—

《381》また、ここでは、水の献供 (arghya) と勧請 (āvāhana) を伴わない祖先供養が行われるべきである。(406偈と同じ)そしてまさに、犬、ツル^{iv}、ハゲワシ、カラスの視線で破壊されないものが、聖地における祖先供養であり、祖先達の満足を生みだすものであると説かれる^v。聖地における祖先供養は、〔儀礼に適した〕時間であろうとなかろうと、まさに〔聖地に〕到着した人によってすぐに行われるべきである。同様に、祖先たちに向ける献水儀礼もまた。また、祖先たちがたいへん好むピンダの献供も称賛される。さらに、〔儀礼を〕遅滞なく行うべきであり、また、妨害をなすべきではない。

^{iv} 'dhvāṃkṣa' は、Salomon の英訳では、gull (カモメ) となっている。しかし、カモメとすると海辺の聖地に限定されてしまう。Skt. 辞書 (Apte) には、crow ; beggar ; gull, crane の訳語が挙げられており、一般的には crow (カラス) と訳される。例えば、『ムリッチャカティカー』第9幕、第11詩節に出る 'dhvāṃkṣa' は、[Kale 1988 : 323] と [Acharya 2009 : 417] が crow、[岩本 1959 : 254] が「鳥」と訳している。しかし、当該文章では、'kāka' (カラス) も挙げられているので、とりあえず「ツル」としておく。

云々と。

- (1) <まさに〔聖地に〕到着した人によって> (prāptair eva) とは、〔儀礼に〕必要な沐浴や献水儀礼などの直後〔という意味である〕。〔何故なら〕その程度の遅れは、沐浴や献水儀礼などの規定で認められているものであるから。
- (2) 聖地の祖先供養においては、〔儀礼を〕禁じられた時間についての例外もない、とシャンカは言う。

《382》聖地においては、あるいは〔儀礼に必要な〕物が入手できたら、時間を考慮しなくてもよい。そして、受納者 (pātra) のブラーフマナ (バラモン)^{vi}を得たなら (が見つかったら)、すぐに儀礼を行うべきである。

ちょうど『マハーバーラタ』の「最初の巻」の中で、アルジュナ (Arjuna) がアングーラパルナ (Aṅgārparṇa, Gandharva の長) に対して〔次のように言った〕ように。

《383》食事をした者であろうとなかろうと、夜であれ昼であれ、空飛

^v 『マヌ法典』 3. 239-240には次のような記述がある。「チャンダーラ、豚、鶏、犬、月経中の女、去勢者は、ブラーフマナが食べるのを見てはならない。火中への供物の献供 (ホーマ)、布施、食事、また神々あるいは祖霊への供犠において、彼らによって見られたものは効果を生み出さない。」さらに 3. 241にはその理由が挙げられている。「豚は臭いを嗅ぐことによって供物を破壊する。鶏は羽ばたきの風によって、犬は視線を落とすことによって、チャンダーラは触れることによって〔供物を破壊する〕。」〔渡瀬 1991 : 116〕このように一般的な儀礼においては、不浄とされるものが避けられるべきであるとされるが、ここでは、聖地における祖先供養の場合は考慮しなくてもよい、ということである。

^{vi} 『マヌ法典』 3. 83に「祖霊のために少なくとも一人のブラーフマナに食事をもてなすべし。」とあり、3. 125には、「神々〔への供犠〕においては二人、祖霊への供犠においては三人、あるいは両方ともに一人に食事をもてなすべし。」とある。〔渡瀬 1991 : 92, 99〕祖先供養に招くのに相応しい人と排除されるべき人については、3. 124-3. 191に詳しく規定されている。

(10)

ぶものよ、川の中で最上のガンジス川に至ったならば、時間の規則（制約）は全くない、と。

(Mahābhārata 1. 1713. 1)

『チトラパター・マーハートミヤ』(Citrapathāmāhātmya) において〔は、以下のように言われる〕。

《384》 食事をした者であろうとなかろうと、夜であれ昼であれ、さらにパルヴァン (parvan)^{vii}の時であろうとなかろうと、淨らかであれ不淨であれ、チトラパター川が見られたときはいつでも、親愛なる者よ、それ（川）を目にすることが〔儀礼を行うことの〕適切な根本要因であり、そこでは時間は要因ではない。

(1) <不淨である> (aśuci) とは、不淨なるものによって〔影響を受けて〕も〔という意味である〕。

それゆえ、パイティナーサイ (Paithīnasi) は〔以下のように言う〕。

《385》 婚礼や到達しにくい場所や祭式〔の最中〕において、旅行中において、聖地における儀礼においては、そのような誕生に由来する穢れ (sūtaka)^{viii}はない。それゆえ、儀礼や祭式などを行うべきである。(196偈、315偈と同じ)

『カーシーカンダ』(Kāśīkhaṇḍa) において、

《386》 適切な時間において、あるいは不適切な時間においてであっても、聖地においては、祖先供養と献水儀礼を遅滞なく行うべきで、

^{vii} パルヴァンとは、太陰太陽暦におけるそれぞれの月のうち、新月、黒分第8日、黒分第11日、満月、白分第8日、白分第11日を言う。

^{viii} 『マヌ法典』 5.62bcd には、「誕生によって引き起こされる汚れ (sūtaka) は母と父が有する。〔あるいは〕誕生による汚れは母のみが有し、父は沐浴によって清淨となる。」とある。〔渡瀬 1991 : 170〕

決して支障をもたらしてはならない。

- (1) <適切な時間において> (kāle) とは、〔例えば、〕昼などに、また、食事なしで。
- (2) <不適切な時期において> (akāle) とは、〔例えば、〕夜などに、食事を終えた人などによって。
- (3) 「聖地に到着した人」というのが、〔祖先供養を行う〕ただ一つの有資格者の条件なので、蝕 (grahaṇa) などの〔場合と〕同様に^{ix}、すべての状況において祖先供養は行われるべきである、という趣意である。
- (4) <適切な時間において>とは、例として述べられただけである。
- (5) そしてそこにおいて、<あるいは> (vā) という言葉は、「海あるいは偉大なるもの」(samudro vā mahāsattva) という〔文章の中に用いられた〕ように〔捉えるべきである〕。
- (6) しかし、ある者は言う。【異説】「<不適切な時間>という意味は、新月の日などの祖先供養〔に適した〕時を除く場合であって、決して夜などのことではない。なぜなら、〔夜に祖先供養を行うことは〕禁則に反する（矛盾する）からである。
- (7) それゆえ、「聖地においては、あるいは〔儀礼に必要な〕物が入手できたら、時間を考慮しなくてもよい。」(382偈) というデーヴァラの言葉に関して、

《387》「時間を考慮しなくてもよい」とは、新月の日あるいは午後を〔特に〕待つべきでないことを〔述べているのである〕。しかし、夜などの禁止〔時〕は勿論避けるべきである。

と、『シューラパーニ』により説かれている。」

^{ix} 蝕が生じるときに行う儀礼は、適時など他のどのような要因も考慮する必要がなく、蝕のみが唯一の要因であり、他の要因の上位規定となっている。この点が聖地における祖先供養と共通している。[Salomon 1985 : 332. fn.1] 参照。

(12)

【自説】〔それに対して〕述べる。

- (1) それは、そうではない。祖先供養においてはすべての曜日 (vāra)・月齢日 (tithi) に関して禁則はないので、臨時の儀礼 (naimittika) であるこの祖先供養において、要因 (nimitta)^xにすぐ引き続いて生じるもの(果報)がまさに得られ〔てしまう〕から、規定は無用であるからである。
- (2) それなら、〔次のように〕述べれば〔よい〕ではないか、〔すなわち〕
【異説】「すべての曜日・月齢日において、祖先供養は〔行われる〕必要はない(=義務とはなっていない)のであるから、祖先供養が不必要である月齢第一日などの時期においても、もしも〔その日に〕聖地に到着したならば、祖先供養は必ずなされるべきである。
- (3) それゆえ、〈不適切な時間〉とは、必要性〔について〕の意味で述べられているのである。」と。
- (4) 【自説】これもまた、そうではない。まさに臨時の儀礼と決められているので、要因があれば(整えば)必ず行わなければならないことが決まっているからである。〔たとえば〕家屋火災時における献供 (grhadāheṣṭi)^{xi}などのような場合のように。
- (5) またそれゆえに、〈不適切な時間〉というその〔言葉〕が〔何らかの〕意味をもつためには、禁止〔時間〕とされた夜間などは、まさに〔不適切な時間の〕例外という意味である(=として扱ってよい)、というのが適切である(正しい)。
- (6) それ故、シャンカによって、「時間を考慮しなくてもよい」と一般的に述べられたのである。
- (7) また、『チトラパターマーハートミヤ』の中では、「夜であれ昼であれ」(384偈)と、まさに明白に述べられている。さらに、『ヴィシュヌ〔・スムリティ〕』も、〔次のように〕述べている。]

^x 特定の要因。この場合は、聖地到着直後に行われる祖先供養。

^{xi} Salomonによれば、家屋火災時に kṣāmapatī という献供を行うことが、Mādhavācārya の Jaiminīyanyāyamālāvistara. VI. 3. 2, p. 319に説かれており、ここでは臨時の儀礼の例として挙げられている。[Salomon 1985 : 333. fn. 2] 参照。

《388》それ故、夕暮れに与えられたものは、ラークシャサたちによって、盗られてしまう^{xii}。〔太陽や月の〕蝕 (grahoparāga)、太陽による黄道上の宮の移動 (samkrānti)、聖地における祖先供養など〔において与えられたもの〕を例外として。

- (1) それ故、もし偶然に（予期せずに）聖地へ到着した場合は、食事後であれ、あるいは夜などであれ、祖先供養などがなされるべきである、ということは確定的である。
- (2) しかし、到着した日に、神に由来する、あるいは人間に由来する支障があれば、その場合には、その翌日に祖先供養がなされるべきである。
- (3) しかし、「まさに〔聖地に〕到着した人によってすぐに行われるべきである」(381偈)と、到着後すぐになされるべきであることが述べられており、また翌日においては、それ（そのような規定）がないので、新月の日においてスータカ（誕生に由来する汚れ）等の支障があった場合に祖先供養を取り消すように、この場合（間隔があいた翌日）でも取り消すべきであろう。
- (4) しかし、欠日 (kṣayāha)^{xiii}等に実践されなければならないもの（儀礼）は、スータカ等の〔期間が終了した〕のちでも、適切である。〔なぜなら、〕

《389》もしその日が、スータカなどの何らか〔の不浄〕によって穢されるならば、スータカ〔終了〕後に〔祖先供養を〕行うか、あるいは〔翌月の〕まさに同じ日に〔行うべき〕である。

^{xii} 不適切な時間や方法で捧げられた供物がラークシャサ（ラクシャス）に奪われてしまうことは、『マヌ法典』に次のように説かれる。「守護を欠く祖霊祭をラクシャスどもは切り裂く」（3.204cd）、「頭を覆って食べ、南を向いて食べ、あるいは靴を履いて食べるとき、その食べた物をラクシャスが食う。」（3.238）、「夜に祖霊祭をしてはならない。夜はラクシャスのものと言われる。」（3.280ab）

^{xiii} 欠日とは、太陽暦と太陰暦を整合させるために調整された結果、欠落する日のことで、英訳では Death-day となっている。受講生の藤山覚一郎氏は「調整抹消日」というわかりやすい訳を考えてくれた。

(14)

云々と述べられているがゆえに。

- (1) しかしこの場合には、〔何も規則を述べる〕言葉がないので、まさに取り消し（儀礼の中止）が適切である。
- (2) このように、夜に、あるいはサンディヤー〔の時間〕に聖地に到着したなら、〔儀礼は全く〕取り消されるべきである。なぜなら、夜間とサンディヤー〔の時間〕においては祖先供養が禁止されており^㉞、また翌日は〔聖地〕到着の直後の時期ではないからである。
- (3) もし新月などのように時間の規則があるのなら、そのようなことは正しいであろう。
- (4) しかし、この場合、聖地に到着することが〔儀礼を執行する〕単に要因とされることが述べられている。
- (5) そして同様に、「要因があり、〔さらに〕障害がない場合には、臨時の儀礼の執行が、まさに時間をおかずになされるべきである。」というのが規則に相応しい時間である。
- (6) それ故、誕生時の献供（jāteṣṭi）のような支障がある場合は、時間間隔において〔儀礼が〕執行されることは禁止されていない。
- (7) なぜなら例えば、「息子が誕生したら、ヴァイシュヴァーナラに12個の器を捧げるべきである。」と規定される誕生時の献供は、誕生儀礼（jātakarman）より前に行われると、誕生儀礼より前に乳を飲むことは禁止されているので、〔誕生時の〕献供や誕生儀礼などのあいだの期間に、息子に不運が生じるがゆえに、〔また〕生きるための糧（乳）が得られなくなってしまうがゆえに、まさに〔誕生〕直後に行

^㉞ サンディヤー（sandhyā）とは、「接合」（sandhi）の派生語で、昼と夜の接合時である薄明時と薄暮時の時間、あるいはその時間に行われる太陽礼拝を意味する。朝のサンディヤーは、日昇前の明るくなり始めたときから太陽が地平線の上まで昇りきるまで、夜のサンディヤーは、太陽が地平線に接してから没しきって星が見えるようになるまで、と言われる。再生族は毎日サンディヤーの礼拝をしなくてはならないとされるが（『マヌ法典』2.101-102）、祖先供養を行うことは禁じられている。『マヌ法典』3.280には次のように説かれている。「夜に祖霊祭をしてはならない。夜はラクシャスのものと言われる。また〔朝と夜の〕サンディヤーのとき、および太陽が昇りきったばかりのとき〔も行なってはならない。〕」〔渡瀬 1991：121〕

うべきではない。その反対に、誕生儀礼より後に〔行うべきである〕、と〔『ミーマーンサー・スートラ』第4巻に確定されているがゆえに。誕生儀礼のすぐ後には、〔父親は〕スータカにより不浄となっており、また要因がそろった直後〔の時間〕は除外されるからである。しかし要因が生じているのであるから、完全に取り消すのは適当ではないので、浄化の達成に従って、スータカの直後のバルヴァンに行うべきである、と〔『ミーマーンサー・スートラ』のその後の章で証明されている^{xv}。

- (8) 以上のように、この場合でも、時間を隔てて〔儀礼を〕執行することは、禁じられていない。
- (9) しかし、〔誕生に関する儀礼と聖地における祖先供養には、以下のような〕若干の差異がある。
- (10) その場合（誕生に関する儀礼）には、〔儀礼の〕最中に生じる支障は必然的な（不可避の）ものであるが、この場合（聖地における祖先供養）には、〔支障は〕偶発的（付随的）なものである。
- (11) しかし、〔何らかの〕支障のために祖先供養をしなかった人が〔聖地の〕外に行った場合、〔彼が赴く所は〕聖地の様相を持つ場所ではないので、それ（聖地）を原因とする祖先供養はまさに取り消される。ちょうど、息子が死んだ場合、清浄性（pūtatva）などの果報の受け取り手がいないがゆえに、誕生時の献供が、〔取り消されるように〕。

^{xv} この例に関して、Salomon は次のように解説している。「誕生時の献供は、臨時の要素（誕生）が生じた直後に、それを行うのに支障がある時に、臨時の儀礼を行わない場合の例である。すなわち、〔その支障とは〕子供は誕生儀礼が済んだ後でなければ母乳を飲むことができないという規則である。（もし誕生儀礼の前に誕生時の献供が行われると、子供は二つの儀礼が済んだ後でないと飲むことができなくなり、その間に病気になるか死んでしまうかも知れない。）同様に、この場合でも、〔聖地到着後すぐに、という〕特定の臨時の要素による祖先供養〔執行〕の規定は、基本的に、祖先供養のための特定の時間と結びついているのではなく、祖先供養そのものに〔結びついている〕。ジャイミニ（Mīmāṃsāsūtra IV.3.16.39）の言葉では、「事象（息子の誕生）と付随事項（誕生献供）の結合関係は、（儀礼の時間ではなく）臨時の要素を示している。」それゆえ、祖先供養は聖地到着後できるだけ早く行うべきであるが、もし何らかの支障が生じたならば、必ずしも到着直後に行う必要はない。[Salomon 1985 : 335. fn. 2]

(16)

- (12) もし、自分の意思でまさに祖先供養をしなかった人が〔聖地の外に〕行った場合は、罪を犯すことになろう。なぜなら、人間としての悪行であるからである。
- (13) しかし、支障が意図的でない場合は、罪を犯したことにはならない。というように、差異はこの程度である。
- (14) もし夜間やサンディヤーであっても、聖地に到着したら、先述した文章(382偈以降)の力により禁則を取り消して、まさにその時に祖先供養を〔行うべきである〕、とまさに述べられた。
- (15) 沐浴、剃髪、断食などにおいても、まさにこれが全て〔に適用される〕規定である。〔祖先供養の場合と〕要因が同じであるからである。すなわち、『プラパーサカンダ』(Prabhāsakhaṇḍa)において〔以下のように説かれている〕。

《390》曜日(vāra)も、星宿(nakṣatra)も、時間(kāla)も、そこ(聖地における祖先供養)において要因ではない。いつでも聖地が見られたとき、千のバルヴァン(多くの祖先供養の機会)が〔ある〕。

- (1) 【自説】そしてそれゆえ、聖地における祖先供養においては、月齢日、曜日、星宿などに関して述べられた禁則はない、という趣意である。
- (2) そして、それに関する禁則を、ガールギヤ(Gārgya)は、〔以下のように述べている〕。

《391》ナンダー(nandā、半月における第1日目、第6日目、第11日目)に、金曜に、第13日目に、〔あるいは〕3つの誕生に関する時期に、〔といった〕これら〔の時期〕に、家長は祖先供養を行うべきではない。〔何故なら〕息子と財産とを失ってしまうからである。

- (1) <3つの誕生に関する時期に>とは、誕生〔時〕の日と、星宿と、星、において〔、という意味である〕。

『ブリッダガールギヤ』において、〔次のように説かれている。〕

《392》prājāpatya（月宿第4日目）や、pauṣṇa（月宿第27日目）や、pitṛarkṣa（月宿第10日目）や、bhārgava（金曜）におけるにも関わらず、祖先供養を執行する者（家長）の息子は死んでしまう。

- (1) prājāpatya とは rohinī（月宿第4日目）のことである。
- (2) pauṣṇa とは revatī（月宿第27日目）のことである。
- (3) pitṛarkṣa とは maghā（月宿第10日目）のことである。

『[マハー] バーラタ』において、[次のように説かれている。]

《393》人は、[自分が] 誕生した月宿においては [祖先供養を] 行うべきではない。proṣṭhapadā（pūrva-bhādrapadā, uttara-bhādrapadāの両月宿日）と āgneya の月宿において、[祖先供養を] 行うべきではない、おお、バーラタよ。全ての dāruṇa と pratyara の時期において、[祖先供養を] 避けるべきである。

(Mahābhārata 13. 107. 119c-120b)

- (1) āgneya とは kṛttikā（月宿第3日目）のことである。
- (2) dāruṇa とは, ārdṛā（月宿第6日目）、āśleṣā（月宿第9日目）、jyeṣṭhā（月宿第18日目）、mūla（月宿第19日目）のことである。
- (3) pratyara とは、[自分の] 生まれの星宿から [数えて]、5番目と14番目と23番目のもの（星宿）である。
- (4) これらの言説は、ヘーマードリ（Hemādri）をはじめとする者たちによって、プレータ・シュラーツダ（pretaśrāddha）^{xii}における禁則を述べるものとして受け取られているが、ある者たちによって、[これらの言説は、] シュラーツダにおける一般的な禁則を述べるものとされているので、ここで例示したのである。
- (5) 同様に、ピンダの献供（piṇḍadāna）^{xiii}に関しても、禁則は [聖地においては適用されない]。

《394》太陽（日曜）、火星（火曜）、第13日目、および、nandā、ブリグ（金曜）、および、maghā においては、ピンダの献供、泥を用い

(18)

た沐浴 (mṛdāsāna)^{xvii}、ゴマ入りの献水儀礼 (tilatapaṇa) を行うべきではない。(339偈と同じ)

『ラーマカウトウカ』(Rāmakautuka) において、[次のように言われている。]

《395》ナンダー (nandā)、アシュヴァ (aśva)、カーマ (kāma)、ラヴィ (ravi)、アーラ (āra)、ブリグ (bhṛgu)、アグニ (agni)、ピトリ (pitṛ)、カーラバ (kālabha) において、また、ガンジャ (gañja)、ヴァイドリティ (vaidhṛti)、パータ (pāta) [の日] においては、息子を望む人々によってピンダは避けられるべきである。

- (1) ナンダーとは第1日目(新月)、第6日目、第11日目である。
- (2) アシュヴァとは第7日目である。
- (3) カーマとは第13日目である。
- (4) ラヴィとアーラとは、[それぞれ] 日曜と火曜である。
- (5) ブリグとは金曜である。
- (6) アグニ、ピトリ、カーラバとは、[それぞれ、月宿の] クリッティカー (kṛttikā) とマガー (maghā) とバラニー (bharaṇī) である^{xix}。

^{xvi} プレータ (preta) とは、Skt. 辞書 (Apte) によれば、1. The departed spirit before obsequial rites are performed 2. A ghost, evil spirit. 3. The inhabitant of hell. 4. The manes. となっているが、人がどのような状況でプレータになるのかには異説がある。ここでは田中於菟彌先生による一般的な解釈を挙げておく。「人間が死ぬと、その靈魂は肉体を離れ、プレータ (亡霊) となって、焼場や軒下などを浮遊しているが、死後十一日目に息子が祖霊祭を行うことによって、プレータはピトリ (祖霊) となり神としてあがめられる。プレータは不吉なものと考えられるが、ピトリは吉祥 (マンガラ) なものとされる。プレータは祖霊祭によってピトリとなるのであるが、祖霊祭を行ってもらえないプレータは、ブータ (鬼、妖魅) となり、常に腹をすかせて彷徨を続けなければならない。プレータはシヴァ神の従者ともいわれている。漢訳仏典では、プレータを餓鬼と訳しているが、ヒンドゥー教的にいえば、餓鬼はむしろブータにあたるわけであろう。」[田中 1991 : 131]

^{xvii} ピンダとは、祖先供養の際に捧げられる団子のこと。

^{xviii} Salomon の英訳では、bathe with earth となっている。

(7) ガンジャとヴァイドゥリティとは〔特別な〕結合である^{xx}。

(8) パータとはヴィヤティーパータ (vyatIpAta) である^{xxi}。

『カールシュナージニ』(Kārṣṇājīni) は〔次のように述べている〕。

《396》結婚 (vivāha)、誓願 (vrata)、剃髪 (cūdā) 〔の儀礼〕においては、〔それぞれ、その後の〕一年、半年、その半分 (3 か月) は、ピンダの献供や泥を用いた沐浴やゴマ入りの献水儀礼 (tilatapaṇa) を行うべきではない。その他のどのような吉祥な時期〔の後〕にも、〔儀礼の〕執行者のピンダの献供は、ガルガ (Garga) などの偉大な人々によって、1 か月間に行われることが禁じられている。

『マヌ〔法典〕』(Manu [smṛti]) は〔次のように述べている〕。

《397》夜において、祖先供養を行うべきではない。なぜなら、それ(夜)はラクシャサのものであると言われているから。またまさに、両方(朝と夜)のサンディヤーの時と、ちょうど太陽が昇った時〔も行ってはならない〕。

(Manusmṛti 3. 280)

『ヴァーユ・プラーナ』(Vāyupurāṇa) において、〔次のように述べられている〕。

《398》しかし、夜の3ムフルタ (muhūrta)^{xxii}の間、祖先供養を避

^{xx} クリッティカーは月宿の第3番目、マガーは月宿の第10番目、バラニーは月宿の第2番目である。

^{xxi} ガンジャもヴァイドゥリティも、天体における太陽と月の結合で、不吉であるとされ、ピンダの献供はなされない。

^{xxii} ヴィヤティーパータは、新月が火曜日に当たり、その時の星宿がシュラーヴァナ、アシュヴィン、ダニシュター、アールドラー、あるいはアーシュレーシャーになっているもので、不吉であるとされる。

^{xxiii} ムフルタは時間の単位。1ムフルタは48分。

(20)

けるべきである。サンディヤーの前後のときには、祖先への礼拝 (pitṛpūjā) を決して行うべきではない。その時間はアスラ性のものであると言われている。それゆえ、祖先供養は避けられるべきである。

などと [言われている]。

(1) 閏月 (malamāsa)^{xiii}においてさえも、聖地での祖先供養は行われるべきである。

《399》閏月において、恒常と臨時の祖先供養を行うべし。

と、ジャーバーリ (Jābāli) の言葉にあるように。

《400》篤信の者は、恒常と臨時〔の儀礼〕を、閏月に行うべし。同様に、祖先供養とガジャチャーヤー (gajachāyā、象の影)^{xvii}およびブレータの供養も。

(Bṛhaspati 149)

と、『ブリハスパティ』(Bṛhaspati) の言葉にもあるように。

(1) そして、これは、[すなわち] 食事を済ませた者などの、サンディ

^{xiii} 太陽太陰暦の調整により、通常の12か月のあいだに付け加える月のことで、原義は「不浄の月」(マラ・マーサ)である。この期間中には宗教行事や儀礼は行っていないとされるが、一方、この期間にこそ特定の儀礼を行うことにより、普段に倍する積善の効果が得られるという考えもある。[宮本 2003 : 153]

^{xvii} 象の影とは、天文学上の特別な時を指す言葉で、月齢第13日目で、月がマガー (maghā)、太陽がハスタ (hasta) の星宿にある時のことをいう。[Salomon 1985 : 499-500] 『マヌ法典』にも、供物の効果を説くところに記述がある。「雨季のマガー星宿のもとにある第十三日目に、何であれ蜂蜜を混ぜた物を与えれば、それもまた不減となろう。[そのとき次のように言うべし]「第十三日目の、象の影が東に落ちる時刻み、我らに蜂蜜と酥油を混ぜた牛乳粥を与える者が我らの家に生まれますように」と。」(3. 273-274) [渡瀬 1991 : 120]

ヤーにおける、夜における、閏月における、そして汚れによって不浄となった者の、沐浴や祖先供養などの規定は、不意に聖地に到着した者を対象とするものであって、意識的に〔到着した者〕を対象とするものではない。

- (2) なぜなら、聖地への到着という要因は、人間の努力によって成就されるものであるので、蝕などとは異質のものであるがゆえに。
- (3) それゆえ、〔人は〕まさに禁止されていない時期に、意識的に聖地に到着すべきである。
- (4) しかし、不意に到着した場合は、禁止された時期であっても、蝕や子供の誕生などの場合のように、沐浴や祖先供養などを行うべきである、というのが〔この場合に〕意趣されていることである。
- (5) そしてこれは調理されない食事と金を伴った祖先供養を対象とするものである。
- (6) まさにこのようなものであれば、以前に述べられた言葉が意味をもつようになるがゆえに。
- (7) 一方、夜や2回のサンディヤー〔の時期〕や、食事を済ませた者が聖地に到着したときには、〔調理された〕食事〔を伴う〕祖先供養は、その翌日に〔行うべきである〕。
- (8) しかし、聖地に到着したときが、不浄であった場合は、不浄が終了したときに〔行うべきである〕。
- (9) なぜなら、そのときであっても、聖地との関係が存在するので、蝕などとは異質のものであるがゆえに。
- (10) しかし、閏月に聖地に到着した場合は、遅延は禁止されているので、そのときに祖先供養を行い、清浄な月にもまた〔祖先供養を〕行うべきである。
- (11) なぜなら、聖地への到着はそのとき（清浄な月）にも存在するので、時期も清浄なので、果報が倍増するがゆえに。

《401》〔人は〕各ユガ (yuga)^{xxx}開始日の祖先供養と、毎月の〔祖

^{xxx} ユガは時間の単位。世界の創造から破壊にいたるまでの周期は、4つのユガと呼ばれる期間から構成される。詳しくは、〔橋本ほか 2005 : 70-71〕参照。

(22)

先供養] と、月の後半部の〔祖先供養〕と、各マヌヴァンタラ (manvantara)^{xxvi}開始日の〔祖先供養〕と、聖地の〔祖先供養〕を、2つの月 (閏月と清浄な月) においても行うべし。

と、『スムリティチャンドリカー』(Smṛticandrikā) に書かれた言葉によるがゆえに。

- (1) ここで、<月の後半部〔の祖先供養〕>とは、それぞれの月の黒半月の祖先供養であり、マハーラヤの祖先供養 (mahālaya-śrāddha)^{xxvii}ではない。それはここ (閏月の期間) では禁止されているがゆえに。
- (2) そして、この文言 (401偈) は、両方 (2つの月) において聖地に到着することを対象としてはいない。なぜなら、その場合、まさにこれと異なることによって、祖先供養が成就することになり、聖地に関するそれ (祖先供養) という言葉が無意味になってしまうという過誤があるがゆえに、ということが〔ここで〕意趣されている。
- (3) 祖先供養に相応しいブラーフマナについての特例が、『デーヴィー・ブラーナ』(Devīpurāṇa) に、〔次のように説かれている〕。

《402》聖地においては、〔人は〕決してブラーフマナを選定 (査定) してはならない。食べ物を欲する者 (ブラーフマナ) が得られたら、〔その者に〕食事が与えられるべきである、と『マヌ [法典]』は述べる^{xxviii}。

『パドマ・ブラーナ』(Padmapurāṇa) では、

《403》聖地においては、ブラーフマナを選定してはならない。時を考慮すべきではない。知者は、いつでも聖地に到着したその時にこ

^{xxvi} マヌヴァンタラは時間の単位。ブラーナ聖典などでは、1劫(カルパ、43億2000万年)を14のマヌヴァンタラ (マヌ期) に分け、それぞれのマヌ期の初めに人類の始祖マヌが現れ、神々の助力を得て世界を創造していくとされる。[橋本ほか 2005 : 71]

^{xxvii} マハーラヤはバードラパダ月の黒半月の期間に行われる特別の祖先供養で、閏月に行くことは禁じられている。[Salomon 1985 : 504-505]

そ、祖先供養を行うべし。

『スカンダ・プラーナ』(Skandapurāṇa)では、

《404》聖地においては、再生族は選定されるべきではない。もし〔彼が〕食べ物を欲する者であれば、まさに食べ物が与えられるべきである。

(Kāśikhaṇḍa 6.58a-b)

《405》そしてこれは、祖先供養を〔行うに〕値するブラーフマナがない場合における〔他のブラーフマナへの〕許可を意味している。その場合でも、ただ徳質によって〔ブラーフマナを〕選定してはならない。しかし、パーティッティヤ (pātitya、カーストの下降・脱落)^{xxx}など過度の過失を犯している者は、まさに避けられるべきである。

と、『スムリティラトナーヴァリー』(Smṛtiratnāvalī)の著者は述べている。

《テキスト》

Salomon, Richard (critically edited and translated), 1985, *The Bridge to the Three Holy Cities: The Sāmānya-praghaṭṭaka of Nārāyaṇa Bhaṭṭa's Tristhalīsetu*. Delhi: Motilal Banarsidass.

^{xxx}『マヌ法典』3.243では、次のように説かれている。

brāhmaṇaṃ bhikṣukaṃ vāpi bhojanārtham upasthitam,
brāhmaṇair abhyanuññātaḥ śaktitaḥ pratipūjayet.

「ブラーフマナあるいは乞食者が食べ物を求めてやって来たときは、〔祖霊祭に参列している〕ブラーフマナたちの許しを得て、最善を尽くしてもてなすべし。」[渡瀬 1991 : 116]

^{xxx}パーティッティヤとはパティタ (patita) すなわち「一定の重罪を犯したことによって正当なヴェーダ=ダルマの世界から脱落した者」[渡瀬 1991 : 435]からの派生語で、カーストの下降あるいは脱落を意味する。

《参考文献》

- Acharya, Diwakar (trans.), 2009. *The Little Clay Cart by Sūdraka*. New York: New York University Press and the JJC Foundation.
- Kale, M. R. (ed. and trans.), 1988, *Mricchakatika of Sudraka*. First edition, 1924. Reprint, Delhi: Motilal Banarsidass.
- 井狩弥介・渡瀬信之訳注、2002、『ヤージュニャヴァルキヤ法典』（東洋文庫）平凡社
- 岩本裕（訳）、1959、「土の小車」、『世界文学大系4 インド集』（訳者代表：辻直四郎）、筑摩書房
- 橋本泰元、宮本久義、山下博司、2005、『ヒンドゥー教の事典』東京堂出版
- 宮本久義、2003、『ヒンドゥー聖地 思索の旅』山川出版社
- 宮本久義（編）、2010、『東洋における聖地信仰の研究—ヒンドゥー教と仏教における聖地巡礼成立の要件』〈東洋学研究所プロジェクト2007-2009年度報告書〉、東洋大学東洋学研究所
- 宮本久義、2012、「『トリスターリーセトゥ』における聖地巡礼の規則」『東洋学論叢』（『東洋大学文学部紀要』第65集、インド哲学科篇第37号）
- 田中於菟彌、1991、「幽霊と鬼」『インド・色好みの構造』春秋社
- 渡瀬信之訳、1991、『サンスクリット原典全訳 マヌ法典』（中公文庫）中央公論社

《キーワード》トリスターリーセトゥ、ナーラーヤナ・バッタ、ヒンドゥー教、聖地、巡礼